

資料 2

あきる野市介護保険事業計画策定委員会資料
(令和5年11月1日)

第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 【基本施策 新旧対照表】(案)

- この新旧対照表は、前回、第3回策定委員会で協議いただいた施策体系に基づいて、作成しています。
- 表の左側に、現行の第8期計画の施策を体系に沿い再配置した上で、表の右側に、第9期計画(案)の掲載内容として、新旧対照表の形で取りまとめています。

第1章 介護予防・重度化防止の推進と地域ぐるみで支え合う仕組みづくり	【第1章】
第8期計画の掲載内容	第9期計画の掲載内容(案)
第1節 介護予防・重度化防止の推進	
1 介護予防・生活支援サービス	
<p>介護予防・生活支援サービスは、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするサービスです。</p> <p>本市では、自立した生活が営めるよう、<u>平成29(2017)年4月から訪問型サービスA(生活援助サービス)を実施しており</u>ます。令和3(2021)年度から生活機能を改善し、生活行為の自立を図るため、<u>新たに通所型サービスCを試行実施します。</u></p>	<p>介護予防・生活支援サービスは、要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防や日常生活の支援などを実施することにより、生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とするサービスです。</p> <p>本市では、自立した生活が営めるよう、訪問型サービスA(生活援助サービス)を実施して<u>います</u>。<u>また、令和3(2021)年度から、生活機能の改善、生活行為の自立を図るため、<u>試行実施をしていた通所型サービスCの検証結果を踏まえ、令和6(2024)年度から本格実施を開始します。</u></u></p>
<p>(1) 訪問介護相当サービス</p> <p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。</p>	<p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。</p>
<p>(2) 訪問型サービスA</p> <p>身体介護(入浴の介助等)を必要としない要支援者等に対して、市が実施する指定研修修了者等が自宅へ訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行います。</p>	<p>身体介護(入浴の介助等)を必要としない要支援者等に対して、市が実施する指定研修修了者等が自宅へ訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行います。</p>
<p>(3) 通所介護相当サービス</p> <p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者によるサービス)を実施します。</p>	<p>専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者によるサービス)を実施します。</p>
<p>(4) 通所型サービスC(短期集中予防サービス)</p> <p>運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者等に対して、生活機能の改善等を図るため、理学療法士等がおおむね3か月間の運動機能の向上や栄養改善等のプログラムを<u>令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで試行</u>実施します。また、サービス終了後も運動機能を維持できるよう、一般介護予防事業等を紹介し、支援します。</p>	<p>運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者等に対して、生活機能の改善等を図るため、理学療法士等がおおむね3か月間の運動機能の向上や栄養改善、<u>口腔機能の向上</u>等のプログラムを実施します。また、サービス終了後も運動機能を維持できるよう、一般介護予防事業等を紹介し、支援します。</p>
<p>2 介護予防把握事業</p> <p>本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、関連部署、関係機関等と連携し情報収集するとともに、要支援・要介護状態にならないよう生活機能の向上を<u>目指します。</u></p>	<p>本市においては、生活機能が低下している高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者について、関連部署、関係機関等と連携し情報収集するとともに、<u>KDBシステム(国保データベースシステム)により対象者を把握し、要支援・要介護状態にならないよう介護予防活動につなげ、生活機能の向上を図ります。</u></p>
3 介護予防普及啓発事業	
<p>(1) はつらつ元気アップ教室</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、<u>加齢に伴う</u>身体機能低下の予防と向上を目的として、通所介護予防教室(はつらつ元気アップ教室)を開催し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のための複合プログラムを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、身体機能低下の予防と向上を目的として、通所介護予防教室(はつらつ元気アップ教室)を開催し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のための複合プログラムを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(2) 頭シャキッと教室</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、認知症予防教室(頭シャキッと教室)を開催し、有酸素運動であるウォーキング、頭と体を使う機能向上トレーニングなどを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、認知症をはじめとした要介護状態等になることを予防するため、認知症予防教室(頭シャキッと教室)を開催し、有酸素運動であるウォーキング、頭と体を使う機能向上トレーニングなどを実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(3) サロン型介護予防事業</p> <p>65歳以上の高齢者を対象に、介護老人福祉施設を介護予防の拠点とし、高齢者の生きがいを高め、孤立感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防するため、サロン型介護予防事業を実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>	<p>65歳以上の高齢者を対象に、介護老人福祉施設を介護予防の拠点とし、高齢者の生きがいを高め、孤立感や引きこもりの解消につなげるとともに、心身機能低下を予防するため、サロン型介護予防事業を実施しています。</p> <p>今後も、周知を図り、引き続き実施していきます。</p>
<p>(4) 運動機能向上トレーニング機能</p> <p>運動機能向上を必要とする高齢者に対して、市内の接骨院・整骨院において運動機能の向上につながるトレーニングを実施します。</p> <p>今後も、<u>利用者の増加が見込まれることから、受け入れ体制等の強化を図り</u>、引き続き実施していきます。</p>	<p>運動機能の低下等により、<u>運動の取組</u>を必要とする高齢者に対して、市内の接骨院・整骨院において運動機能の向上につながる<u>柔道整復師の専門的な</u>トレーニングを実施します。</p> <p>今後も、<u>高齢者の運動機能の向上を図るため</u>、引き続き実施していきます。</p>
<p>(5) 保健師等による訪問型介護予防事業</p> <p>閉じこもり、認知症、うつ等のため、通所による事業への参加が困難な方を対象に、保健師等による月1回程度の訪問をおおむね3か月間実施しています。個々の状況を把握し、状態に応じた生活機能に関する問題を総合的に把握・評価を行い、必要な相談や助言を行っています。訪問型介護予防事業の利用者は少ない状況です。</p> <p>今後は、事業を周知し、利用を希望される方が事業を活用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を密に取っていきます。</p>	<p>削除</p>
<p>(5) 介護予防講座</p> <p>高齢者の口腔・運動機能の維持・向上を目的に、歯科医師と理学療法士等による<u>口腔機能と体操の二本立て</u>講座を実施します。</p> <p>今後も、市民ニーズを把握し、効果的な講座を引き続き実施していきます。</p>	<p>高齢者の口腔・運動機能の維持・向上を目的に、歯科医師と理学療法士等による<u>口腔ケアと介護予防運動を組み合わせ</u>た講座を実施します。</p> <p>今後も、市民ニーズを把握し、効果的な講座を引き続き実施していきます。</p>
4 地域介護予防活動支援事業	
<p>(1) 地域イキイキ元気づくり事業</p> <p>身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心として、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、月1回程度、市内50か所の地区会館等を利用し実施しています。また、実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談を行い、心身の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防や体力の保持増進となるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた方の参加ができるよう事業内容を工夫していきます。</p>	<p>身近な地域で介護予防、健康づくりを推進していくことを目的に、市が委嘱している健康づくり市民推進委員会を中心として、町内会・自治会、民生・児童委員、ふれあい福祉委員等の協力の下、月1回程度、市内50か所の地区会館等を利用し実施しています。また、実施ごとに、血圧測定や健康状態の相談を行い、心身の健康の向上のために体操やレクリエーションなど楽しい集まりを実施し、閉じこもり予防や体力の保持増進となるよう取り組んでいます。</p> <p>引き続き、閉じこもり防止や介護予防、世代を超えた方の参加ができるよう事業内容を工夫していきます。</p>
<p>(2) 介護支援ポイント事業</p> <p>高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、<u>高齢者</u>自身の介護予防を図り、<u>高齢者が</u>地域で元気に活躍し、暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。</p> <p>今後は、事業への参加者を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、<u>登録状況や活動状況などを精査し</u>、対象となる活動や事業所等の範囲の拡大等について、検討していきます。</p>	<p>(※健康理と調整中)</p> <p>高齢者が介護保険施設等でのボランティア活動を通して、自身の介護予防を図り、地域で元気に活躍し、暮らすことができるように介護支援ポイント事業を実施しています。</p> <p>今後は、事業参加者及び活動施設等を増加させるため、事業の周知等を図るとともに、対象となる活動の拡大等について、検討していきます。</p>

